経営者の皆様に、次への視野(スコープ)を。 毎月、かんぽ生命がお届けします。





Vol.175

迷うのも確かです。 類以上(コース含む)もあり選択に メリットです。しかし、助成金は70種 に問題がなければ受給できるのが 助成金。要件を満たし、申請手続き 経営者の関心が高い厚生労働省の

成金ベスト3を聞きました。 2024 (令和6)年度のおすすめ助 の社会保険労務士、伊藤泰人先生に、 企業の助成金申請を行っている専門 そこで、年間1,000社を超える

非正規社員を 正社員に転換する。

*「正規」には多様な正社員(★)を

*1事業所1年度20人まで。(同一対

象者の2回目の申請を除く)

は受給金額を指す。 申請にかかる手間。 でいうコストとは、要件の難易度と 伊藤氏は選択の前提を明かす。ここ は、 「私が助成金を推奨するポイント コストパフォーマンスです」と パフォーマンス

含む。

が大きい助成金がねらい目です」 面倒でなく、それに比べて受給金額 るのが「キャリアアップ助成金」の 正社員化コース」。(下図▲参照 「要件が難し過ぎず、 非正規社員を正社員に転換する この観点で伊藤氏がまず取り上げ 申請もあまり

と、1人当たり80万円(または40万

転換形態

有期→正規

無期→正規

1年度に20人まで助成される。

新たに規定して転換すると、さらに される。 0円)だったので、大幅な増額だ。 以前は57万円(または28万5,00 て転換すると、初回に20万円プラス 充。正社員転換制度を新たに規定し 加えて、24年度は加算助成金が拡 また、多様な正社員制度を

育児休業が終わったら短時間勤務

請時には注意

万円プラスされる

ど加算助成金が充実しているが、申 員として直接雇用すると、1人当た 併せて導入し、育休をとった非正規 社員転換制度と短時間正社員制度を 社員を短時間正社員に転換すれば になる場合があります。そこで、 合計60万円の加算が受けられます」 Ź8 万₅, ほかにも派遣で来ている人を正社 000円上乗せされるな 正.

の助成金でいう 等で明確に定め いけません。 ておかなけれ 違いを、就業規則 規社員の賃金 昇給があり、賞与 正社員には、毎 「正社員と非正

必要だと語る。

知らないと損する 特撰助成金トップ

案内。本誌に掲載以外の助成金 伊藤氏による「特撰助成金」の も紹介している。(Kindle版)

伊藤泰人 社会保険労務士法人アンブレラ 代表社員 〒190-0012 東京都立川市曙町2-34-13-6F ☎042-595-6103 https://umbrella.or.jp

加算助成金 *①②は1事業所1回、③~⑥は対象労働者1人当たり。

受給金額

80万円(40万円×2期)

40万円(20万円×2期)

A キャリアアップ助成金(正社員化コース) *中小企業の場合

措置内容	有期→正規	無期→正規	
①正社員転換制度を新たに規定して転換	20万円		
②多様な正社員制度(★)を新たに規定して転換	407	万円	
③派遣労働者を派遣先で正社員として直接雇用	28万5,000円		
④対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父	0.EE 0.00III	4万7.500円	
⑤人材開発支援助成金の訓練終了後	9万5,000円	4/) 1,500円	
⑥自発的職業能力開発訓練または定額制訓練終了後	11万円	5万5,000円	
▲ 恭致44月ウ、強致月ウ、行吐用エサミないる			

★ 勤務地限定・職務限定・短時間止社員をいつ。

また、転換前後の 求められます。 支給することが または退職金を

6カ月で賃金総

います」 も要件になって 加していること 額が3%以上増

> う。この機会に、中途採用の際は試 見なされることがあるという。 期→正規」ではなく「無期→正規 用期間の規定が入っていると、 用期間を設けるのではなく、 適用しない』などと付け加えましょ に『非正規社員から転換する場合は 「その回避のため、試用期間の条文 さらに、就業規則等に正社員 いった 有 ょり

勤務体制を整える。 育児がしやすい

ほうが良いかもしれませんね

ん有期契約で雇用するように変えた

援コース」内の項目だったが、コー 援等助成金」。その中の「育休中等業 務代替支援コース」と「柔軟な働き スとして独立の上、内容も拡充され 方選択制度等支援コース」に注目す 伊藤氏が次に勧めるのは「両立支 いずれも以前は「育児休業等支

B両立支援等助成金

育体中寺美務代替文援コー人		
受給ケース	受給金額(主なもの)	
●手当支給等 (育児休業)	●業務体制整備経費:5万円 ●業務代替手当:支給額の3/4 *上限10万円/月、12カ月まで	
②手当支給等 (短時間勤務)	●業務体制整備経費:2万円 ●業務代替手当:支給額の3/4 *上限3万円/月、子が3歳になるまで	
③ 新規雇用 (育児休業)	最短7日以上14日未満:9万円~最長6カ月以上:67万5,000円	

*1事業主1年度 ●~③の合計で10人まで。初回の対象者が出てから5年間支給。

員※2のため

に、「柔軟な

助成される。

養育する計 学前の子を

*対象者が有期雇用労働者の場合、 ●~ ●に10万円加算(代替期間1カ月以上の場合のみ)。

柔軟な働き方選択制度等支援コース

柔軟な 働き方に 関する制度	●フレックスタイム制/時差出勤制度 ●育児のためのテレワーク等 ●短時間勤務制度 ●保育サービスの手配・費用補助制度 ●子の養育を容易にするための休暇制度/法を上回る子の看護休暇制度	
受給金額	●制度を2つ導入し、利用者あり:20万円/人 ●制度を3つ導入し、利用者あり:25万円/人 *1事業主1年度5人まで。	

合に、1人 を2つまた する制度 が生じた場 し、利用者 は3つ導入 働き方に関

て受給することもできます」 転換すれば、前述の『キャリアアッ 採用し、6カ月以上雇用後に正社員 遣社員でもいいので、まず非正規で です。代替要員はパート社員でも派 わりを雇う、いわば、玉突き、もOK 社内の別な人が代替し、その人の代 を合わせて10人まで対象になる。 人では代替することが難しいなら 、助成金・正社員化コース』を併せ 「育休の社員が担っていた業務を新 後者の「柔軟な働き方選択制度等

支払ったり、

代替要員を新たに雇っ

たりした場合に助成される。

バーするために、他の社員に手当を の短時間勤務を行う社員の仕事を力 コース」は、育児休業や育児のため

前者の「育休中等業務代替支援

(左図 B

参照

00円受給できる。

1年度1~3

助言する。 には、 届け出が必要になるが、伊藤氏は 基づく一般事業主行動計画の策定 そんなに難しくありませんよ」と なお、「両立支援等助成金」の申 次世代育成支援対策推進法に

年5月31日 ス」は、 支援コー

に公布され

員を6カ月以上雇用すると67万5.

ことも多いだろう。その際に代替要 育児休業をとる場合、1年超に及ぶ 雇用」と伊藤氏は語る。

女性社員が

用度が高いと思われるのは③新規

「3つの受給ケースの中で、特に活

労災事故を防ぐ。 高年齢社員の

業法」によ 児・介護休 た「改正育

る義務化を

用の2分の1(上限100万円)が めの取り組みに対して、かかった費 策コース」。(下図℃参照 のは「エイジフレンドリー補助金 60歳以上の社員が安全に働けるた そして、伊藤氏が3つ目に勧める 「高年齢労働者の労働災害防止対

ものだ※1。 先取りする

小学校入

役立つ対策に幅広く活用できます の導入など、高齢社員の労災防止に 業務用車両への踏み間違い防止装置 の防止工事、休憩室へのエアコン設 省の管轄です。床のつまずきや滑り 名称は、補助金、ですが、 パワーアシストスーツの購入、 厚生労働

で、

来年の5月の受け付け開始に向

て準備するのも良いでしょう」

月~10月と短いのが難点です。

に予算がなくなる年度もありますの

じません。このように使い勝手の 契約・購入していないので損失は生

防

止のためのスポーツ・運動指

24年度は「転倒防止や腰

コース」も新設されている。

当たり 5人まで助成される。 20万円または25万円 1年度

ので、この機会に制度として整備す 明文化されていないなら申請可能な すでに運用していても就業規則等に れらの制度を新たに就業規則等に規 タイムまたは時差出勤 ることも検討しましょう」 定することが要件です。実態として 取り組みやすいのは、 短時間勤務でしょう。 フレック ただし、こ テレワ

日 エイジフレンドリー補助金 補助対象 1年以上事業を実施している事業場 において、高年齢労働者(役員・派

(高年齢労働者の労働災害防止対策コース)

補助率 補助率:1/2 遣労働者を除く)の身体機能の低下 上限:100万円 を補う設備・装置の導入、その他の (消費税を除く) 労働災害防止対策に要する経費 (工事の施工・機器の購入など)

時間未満の嘱託社員やアルバイトも い補助金ですが、申請期間が毎年5 9月 ※1 公布日から1年6カ月以内の政令で定める日に施行。詳しくは厚生労働省のWebページ「育児・介護休業法について」を参照。

対象だ。相見積もり不要で、見積書

通だけで申請できるので簡便だ

が、

審査結果が出る前に工事の契約

や機器の購入を行ってはいけない。

- 逆に、万一不採択になっても、まだ

※23歳未満の子を養育する社員を対象に加える場合は、就業規則等にその旨を規定する必要がある。ただし、短時間勤務制度は3歳未満の子を養育する社員は対象外。

要件を満たす。所定労働時間が週20

る60歳以上の社員が1人でもいれば

このコースは、労災保険に加

*掲載の助成金の詳細は、厚生労働省のWebページ「事業主の方のための雇用関係助成金」、および「「労働条件等関係助成金」のご案内」の中の該当ページをご覧ください。 *実際の申請に当たっては、社会保険労務士などの専門家にご相談ください。

(注)